別紙様式第八号の二第２連結損益計算書の記載上の注意１を次のように改める。

１　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（銭単位）

⑵　銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

別紙様式第八号の二第２連結損益及び包括利益計算書の記載上の注意１を次のように改める。

１　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（銭単位）

⑵　銀行が当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

別紙様式第九号１⑴記載上の注意３中「事業セグメント別」を「事業セグメント若しくは報告セグメント別」に改め、同様式１⑵〔銀行の状況について記載する場合〕の表中「１株当たりの当期純利益（又は１株当たりの当期純損失）」を「１株当たり当期純利益（又は１株当たり当期純損失）」に改め、同様式１⑵〔銀行の状況について記載する場合〕の表記載上の注意７を次のように改める。

７　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この７において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この７において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この７において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第九号１⑵〔銀行の状況について記載する場合〕の表記載上の注意７の次に次のように加える。

８　１株当たり当期純利益（又は１株当たり当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

別紙様式第九号１⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕イの表中「

連結当期純				
利益				

」を

連結当期純利				
連結包括利				
益				
益				

」に改め、同様式１⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕イの表記載上の注意５を次のように改める。

５　当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この５において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この５において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この５において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第九号１⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕ロの表中「１株当たりの当期純利益（又は１株当たりの当期純損失）」を「１株当たり当期純利益（又は１株当たり当期純損失）」に改め、同様式１⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕ロの表記載上の注意７を次のように改める。

７　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この７において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この７において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この７において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第九号１⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕ロの表記載上の注意７の次に次のように加える。

８　１株当たり当期純利益（又は１株当たり当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

別紙様式第九号１⑶〔企業集団の状況について記載する場合〕の表記載上の注意２、⑷〔企業集団の状況について記載する場合〕記載上の注意３及び⑸〔企業集団の状況について記載する場合〕記載上の注意２中「事業セグメント別」を「事業セグメント又は報告セグメント別」に改める。

別紙様式第九号１⑻記載上の注意１を次のように改める。

１　その他銀行の現況に関する重要な事項があるときは、その内容を記載すること。

別紙様式第九号の二１⑴記載上の注意３中「事業セグメント別」を「事業セグメント若しくは報告セグメント別」に改め、同様式１⑵〔銀行の状況について記載する場合〕の表中「１株当たりの当期純利益（又は１株当たりの当期純損失）」を「１株当たり当期純利益（又は１株当たり当期純損失）」に改め、同様式１⑵〔銀行の状況について記載する場合〕の表記載上の注意８を次のように改める。